

新宿区納付案内センター運営業務委託に係るプロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、新宿区納付案内センター運営業務を委託する事業者を選定するためのプロポーザルを実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(件名)

第2条 プロポーザルの件名は「新宿区納付案内センター運営業務委託に係るプロポーザル」とする。

2 選定した事業者に対する業務の委託件名は、「新宿区納付案内センター運営業務委託」とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 総務部長とは、新宿区総務部長をいう。
- (3) 参加予定者とは、「新宿区納付案内センター運営業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」(第1号様式)を提出した者をいう。
- (4) 参加者とは、同条第3号のほか、企画提案書(第4号様式)、新宿区納付案内センター準備業務委託見積書(第5号様式)及び新宿区納付案内センター運営業務委託見積書(第6号様式)を提出した者をいう。

(募集要項の公表)

第4条 区は、「新宿区納付案内センター運営業務委託に係るプロポーザル募集要項」(以下、「募集要項」という。)を令和6年6月5日(水)に、区公式ホームページに掲出し、公表する。なお、公表をもって公募開始とする。

(プロポーザルの実施内容)

第5条 新宿区納付案内センター運営業務委託に係る企画案を募り、最適な企画提案者を受託候補者として選定するものである。

(応募資格)

第6条 参加予定者が本件プロポーザルに参加するための資格は、次の各号に掲げる全てを満たすこととする。なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する欠格条項に該当しないこと。
- (3) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 10 月 1 日 13 新総財第 550 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (5) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 3 日、23 新総契契第 2218 号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (8) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (10) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク又は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得し、現在も保持していること。

（参加手続き）

第 7 条 本件プロポーザルに参加する意思の確認は、「新宿区納付案内センター運営業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第 1 号様式）を事務局が受領することにより行うものとする。

2 「新宿区納付案内センター運営業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第 1 号様式）には、会社概要（第 2 号様式）及び前条第 10 号を証する書類を添付する。

3 第 8 条第 1 項による質問を行う事業者は、前項に規定する書類を令和 6 年 6 月 12 日（水）午後 5 時までに事務局へ提出するものとする。提出方法は持参とし、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡するものとする。

4 第 8 条第 1 項による質問を行わない事業者は、第 7 条第 2 項に規定する書類を令和 6 年 7 月 3 日（水）午後 5 時までに提出するものとする。この場合、提出予定日時を令和 6 年 6 月 28 日（金）午後 5 時までに事務局へ連絡するものとする。

(参加予定者の質問)

第8条 第7条第3項により手続きを行った参加予定者は総務部長に対し、プロポーザルに係る事項について、「新宿区納付案内センター運營業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」(第3号様式)を提出することにより、質問を行うことができる。

2 「新宿区納付案内センター運營業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」(第3号様式)は、令和6年6月14日(金)午後5時までに事務局へ提出するものとする。

3 提出方法は電子メールによるものとする。

提出先メールアドレス nozei@city.shinjuku.lg.jp

4 第1項の質問に対する回答は、令和6年6月21日(金)午後5時(予定)までに事務局が区公式ホームページに事業者名を伏せて掲載し、公表する。

(企画提案書の提出方法)

第9条 参加予定者は、次の各号により企画提案書(第4号様式)、新宿区納付案内センター準備業務委託見積書(第5号様式)及び新宿区納付案内センター運營業務委託見積書(第6号様式)を事務局へ提出するものとする。

2 提出期限は令和6年7月3日(水)午後5時とし、提出期限までに書類の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

3 提出方法は持参とし、提出期限までに一括して提出するものとする。また、あらかじめ来庁日時を連絡するものとする。

(企画提案書の仕様)

第10条 企画提案書は、「募集要項」の各指示に基づき作成するものとする。

(参加の辞退)

第11条 参加予定者及び参加者は、第7条第2項に規定する書類の提出をしてから令和6年8月22日(木)午後5時までの間、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

2 前項の辞退は、当該辞退の理由を付して、「新宿区納付案内センター運營業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」(第7号様式)を事務局へ提出するものとする。

3 提出方法は持参とし、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡するものとする。

(選定委員会)

第12条 企画提案書に対する評価及び選定を行うため、「新宿区納付案内センター運

営業業務委託に係る事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 選定委員会の構成員、選定方法及びその他必要な事項は、「新宿区納付案内センター運営業務委託に係る事業者選定委員会実施要領」による。

(第1段階評価)

第13条 選定委員会は、企画提案書をもとに第1段階評価を行い、第2段階評価を行う事業者を選定する。

- 2 総務部長は、前項により選定された第2段階評価を行う事業者に対して、「新宿区納付案内センター運営業務委託に係るプロポーザル第1段階評価通過通知書」(第8号様式)により、第2段階評価の実施日等を通知する。
- 3 総務部長は、第1段階評価の結果、選定されなかった事業者に対して、第16条第4号の規定に基づき、「新宿区納付案内センター運営業務委託に係るプロポーザル不採用通知書」(第9号様式)により、不採用となったことを通知する。

(第2段階評価)

第14条 選定委員会は、前条第1項により選定された第2段階評価を行う事業者を対象に、総務部長が指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定を行う。

- 2 前項のプレゼンテーション及びヒアリングの出席者は3名以内とする。なお、プレゼンテーションは企画提案書のみ使用するものとし、追加資料は認めない。また、パソコン、プロジェクター、スクリーン等は使用しない。

(受託候補者の選定)

第15条 選定委員会は、特別の事情があると総務部長が認めた場合を除き、第2段階評価の評価点に、新宿区納付案内センター準備業務委託見積書(第5号様式)及び新宿区納付案内センター運営業務委託見積書(第6号様式)の合計金額を基に算出した価格評価点を加えた値の最高点者を受託候補者として選定する。

- 2 選定委員会は、受託候補者に次ぐ値の高い事業者を次点者として選定する。
- 3 同条第1項及び第2項により選定する受託候補者は、提出した新宿区納付案内センター準備業務委託見積書(第5号様式)及び新宿区納付案内センター運営業務委託見積書(第6号様式)の金額がいずれも委託契約上限額以下の事業者とする。
- 4 選定委員会は、受託候補者が契約締結までの間に応募資格を満たさなくなったこと等により受託候補者の内定が取り消しとなった場合は、次点者を受託候補者としてすることができる。

(委託する事業者の選定及びその通知)

第16条 総務部長は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書類によりその結果を通知する。

- 2 選定された事業者には、「新宿区納付案内センター運營業務委託に係るプロポーザル採用通知書」(第10号様式)により、採用となったことを通知する。
- 3 次点となった事業者には、「新宿区納付案内センター運營業務委託に係るプロポーザル次点通知書」(第11号様式)により、次点となったことを通知する。
- 4 選定されなかった事業者には、「新宿区納付案内センター運營業務委託に係るプロポーザル不採用通知書」(第9号様式)により、不採用となったことを通知する。
- 5 選定後、件名、受託候補者名、選定委員の内訳を区公式ホームページにて一年度間公表する。

(参加経費等)

第17条 プロポーザルの参加に要する経費は、参加予定者及び参加者が負担する。

- 2 参加予定者及び参加者が区に提出した書類については、区の所有物として区が適切に管理及び破棄し、参加予定者及び参加者への返却は行わない。
- 3 企画提案書等の提出物は、情報公開制度の趣旨に則り個人情報や事業者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、原則公開となる。
- 4 企画提案書の提出物に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- 5 企画提案書の提出期限後における差し替え及び再提出は一切認めない。
- 6 採用された企画提案の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができる。

(事務局)

第18条 プロポーザルの事務局は、新宿区総務部税務課納税係に置く。

(疑義の決定等)

第19条 本実施要領の各条項若しくは解釈について疑義が生じたとき、又は、本実施要領に定めのない事項については、総務部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、本案決定日から施行する。

この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。